

# 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問（情）第557号）

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成22年6月20日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、広島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次のとおり行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

#### ○ 開示の請求をした行政文書の件名又は内容

広島県庁の外来者駐車場に自動車を駐車させる場合、警備員から手渡され記載を指示される「駐車整理票」には、①利用者名（様式変更前は「運転者氏名」）、②連絡先の電話番号（様式変更前は「勤務先」の記載項目もありました。）、③用件先、④自動車登録番号、⑤入庁時刻及び⑥退庁予定時刻の記載欄があります。当該「駐車整理票」の記載項目のうち「利用者名」（様式変更前は「運転者氏名」）は、広島県庁への用務（駐車目的）とは無関係であるにもかかわらず、庁舎管理者の庁舎管理権に基づく合理性を持った指示（利用者への義務付け）であり、従わなければならない義務を課すもの（強制）であると広島県が明言し、かつ、一方では、外来者駐車場を目的外利用している事実を隠匿しようとする画策していることから、平成21年12月1日から平成22年6月20日までの期間に作成され、又は取得した（取得する）「駐車整理票」及び「駐車場管理日誌」のすべてを開示請求（以下、「本件請求1」という。）の対象とします。

なお、平成22年5月26日付け総務第19号の決定期間延長通知書にはその延長の理由として、「開示請求に係る行政文書が多量であるため」

と記載していることから、当該行政文書が多量と判断した詳細が分かる文書を併せて開示するよう請求（以下、「本件請求2」という。）します。

## 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求1については、条例第10条第2号に該当する情報が記載されていることを理由として、平成22年7月6日付けで部分開示決定を行った。本件請求2については、本件対象文書を作成又は取得していないとして、行政文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成22年7月6日付けで異議申立人に通知した。

## 3 異議申立て

異議申立人は、平成22年7月11日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求2についての文書の開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- 本件処分は、開示請求の対象とした「平成22年5月26日付け総務第19号の決定期間延長通知書に記載されている延長の理由（開示請求に係る行政文書が多量であるため）について、当該行政文書が多量と判断した詳細が分かる文書を不当に不開示（不存在）としたものであります。

このことから、広島県職員の裁量権の行使によって開示請求の対象と決められた文書の範囲がいかなるものなのかを明確にするためにも、当然に作成されていると思料される開示請求の対象とした文書を不当に隠匿することなく、速やかに適正に開示するよう要求します。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

### 【処分の理由】

- 1 平成22年5月26日付け総務第19号の決定期間延長通知（以下、「本件延長決定」という。）に係る行政文書開示請求（以下「本件関係請求」という。）は平成22年5月10日付け（平成22年5月13日收受）で、「平成21年12月1日から平成22年5月31日までの期間に作成され、又は取得した（取得する）「駐車整理票」及び「駐車場管理日誌」の開示を求めるものであり、本件関係請求に対し、県は、平成22年7月6日付け総務第26号により、平成21年12月1日から平成22年5月13日までの期間に取得した駐車場等管理日誌、平成21年12月7日及び平成22年5月13日に取得した駐車整理票の部分開示決定を行った。
- 2 本件関係請求に対しては、対象文書が数百枚に渡り、その文量が多量であることは、明白な事実として、開示決定を行う担当部署としての共通認識であった。
- 3 本件延長決定における記述は、当該事実を指摘したに過ぎず、このような明らかな事実について、そのように判断した理由を文書として作成する必要はないため、特別に対象文書が多量であると判断した理由を整理した文書等は作成していない。
- 4 以上のことから、対象行政文書は存在しないため不開示（不存在）とした決定処分は妥当である。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件異議申立てについて

実施機関は、本件請求2に対し、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして本件処分を行った。

これに対して、異議申立人は、対象となる行政文書の開示を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

#### (1) 本件請求について

異議申立人は、本件請求2において、平成22年5月26日付け総務第19号の決定期間延長通知書に「開示請求に係る行政文書が多量であるため」と記載されていることから、当該行政文書が多量と判断した詳細が分かる文書を求めている。

## (2) 本件請求2について

行政文書の開示決定の期限については、条例第8条第2項に規定しているとおり、事務処理上の困難その他正当な理由により、開示決定期限を請求があった日から60日を限度として延長することができるように定めている。

一方で、条例第8条第3項に定める特例延長では、60日以内に相当の部分について開示決定等をし、残りの行政文書についての開示決定等をする期限は「相当の期間内」として、実施機関が処理するために必要な合理的期間内とすることとなっている。

条例第8条第2項を適用した場合、開示請求者に対し、延長後の期限と延長の理由を通知する必要はあるが、意思決定に至る理由を記載した文書を作成する必要が必ずしもあるとは言えない。

また、念のため、実施機関に対し、平成22年5月26日付け総務第19号に係る起案の写しを求め、当審査会において見分したが、「多量であり、開示決定等に相当の日数を要するため」と記載があるだけで、審査請求人が求める文書は見当たらなかった。

このほかに本件請求2に係る対象文書の存在をうかがわせる具体的な事情を認めることもできない。

以上のことから、実施機関が、本件請求に対し、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、本件処分を行ったことは妥当である。

## 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

## 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年11月 8 日	・ 諮問を受けた。
令和元年 9 月26日	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和元年11月 8 日	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
令和元年11月25日	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 5 年 4 月27日 (令和 5 年度第 1 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 5 年 5 月25日 (令和 5 年度第 2 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 2 部会】

石 井 誠一郎 ( 部 会 長 )	弁護士
西 條 潤	近畿大学准教授
山 崎 俊 恵	広島修道大学教授